

子どもと家族とはたらしき方 雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 内山 博之

雇用均等・児童家庭局のおしごと

「雇用均等・児童家庭局」…省内はもちろん、霞ヶ関の中でも一、二を争う長い名前の局ですが、平成13年の省庁再編の際に男女雇用機会均等法や仕事と家庭の両立、パート労働者などを担ってきた旧労働省の女性局と、少子化対策、児童虐待防止、ひとり親家庭、子どもの健全育成、保育、母子保健などを担ってきた旧厚生省の児童家庭局が合体してできた霞ヶ関唯一の統合局であり、子どもや家庭、働き方に関する幅広い行政を担当しています。

少子化の流れを変えるために

現在、日本では急速に少子化が進行しており平成17年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す）は1.26と過去最低を記録しています。また、平成17年には、調査開始以来初めて人口が減少しており、今後も急速な人口減少、少子・高齢化が見込まれています。こうした中、独身男女の約9割は結婚意思を持っており、希望子ども数は男女とも2人以上という調査もあり、こうした希望がすべて叶えば合計特殊出生率も1.75程度に上昇すると見込まれています。

これまでもエンゼルプランや子ども・子育て応援プランなどにより、様々な



●筆者

施策を展開してきており、19年4月からは児童手当における乳幼児加算の創設、全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進、生後4ヶ月までの全戸訪問など対策の充実を図っていますが、今後の若年人口の大幅な減少を視野に、「子どもと家族を

応援する日本」重点戦略を策定することとしており、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革などあらゆる観点から対策の再構築・実行を図ることとしています。



●児童福祉週間ポスター



●児童手当ポスター

児童虐待等を防ぐ

児童虐待により、週に一人の割合で子どもが生命を落としています。また、死亡に至らないまでも、児童相談所に寄せられている児童虐待相談件数は年間3万件を超えています。このため、当局では死亡事例の検証や児童家庭相談体制の充実などにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援に努めています。また、こうした虐待を受けた子どもなど厳しい環境に置かれている子どもたちに対し、児童養護施設や里親などによる社会的養護を充実させていく必要があります。

男女ともに仕事と家庭・生活を両立できるように

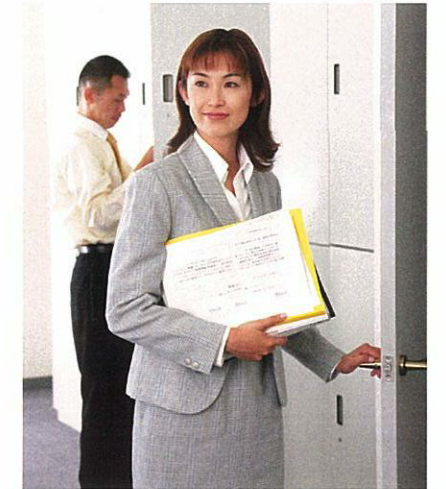
男女雇用機会均等法（均等法）は、就職活動をされている皆さんにとっても関わりの深い法律だと思いますが、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止等を内容とする改正均等法が19年4月から施行されています。

また、長時間労働などの働き方の見直しが進まず、男女ともに子どもと十分に関われる時間を持ちながら働くことが難しいことが、少子化の大きな要因のひとつでもあります。このため、育児休業制度や勤務時間短縮等の普及定着、仕事と家庭のバランスに

配慮した柔軟な働き方ができるファミリー・フレンドリー企業の普及などに取り組んでいます。

さらに、パート労働者法の改正案を国会で審議いただいているところであり、パート労働者について、通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図り、その有する能力を一層有効に発揮していただくこととしています。

このほか、マタニティーマークの普及や代理母など生殖補助医療、産科医療の確保、いわゆる赤ちゃんポストへの対応などのほか、昨年10月から制度化された認定こども園なども当局の仕事です。このように当局の施策・事業は、就職活動をしている皆さん



にも、子育て家庭にとっても、日々の生活の中で大きな位置を占めるものです。こうした中で、制度を、施策を考えていけることが、雇用均等・児童家庭局の魅力だと思っています。



●男女雇用機会均等法ポスター

●マタニティーマークポスター